

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月10日発行

Vol.641

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

・新しい鹿島小学校の開校式 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 -----	3
浪江町 -----	10
双葉町 -----	17

●新潟県

・県外避難者の受入状況 ----- 18

4/8

月

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

# 新しい鹿島小学校の開校式

新しい鹿島小学校の開校式が、4月8日、同校で開催されました。

鹿島小学校と、令和6年3月で閉校した八沢小学校の2校が再編され、令和6年4月からは「鹿島小学校」として新たな歴史をスタートしました。



**2ページをご覧ください。**

4/8 月

# 新しい鹿島小学校の開校式

新しい鹿島小学校の開校式が、4月8日、同校で開催されました。  
 鹿島小学校と、令和6年3月で閉校した八沢小学校の2校が再編され、令和6年4月からは「鹿島小学校」として新たな歴史をスタートしました。  
 開校式では門馬市長が校旗を授与し、児童を代表して6年生の児童2人が「代表のことば」を發表しました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

## 今週の番組

番組内容 [4/5~4/12]

- 毎時 00分~ オープニング&今週の番組
- 02分~ 馬と親しむ日in南相馬 馬と人がより近くより深く
- 16分~ メカトロウィーゴ 第1回ウィーゴカップ
- 30分~ 鮭稚魚放流 上真野小学校 校外学習
- 41分~ 【書かない】【待たない】【回らない】
- 45分~ 第17回 南相馬市 民俗芸能発表会 放送のお知らせ
- 46分~ 元気モリモリ! もりあげ隊 エール体操
- 52分~ 南相馬 桜百景 ~桜花舞う春の里~
- 56分~ 防災メールの登録方法
- 59分~ リクエストアワーのお知らせ



みゆーちゃん



## 南相馬市からのお知らせ

### 令和6年度南相馬市職員(任期付職員 行政事務(一般枠・生活保護ケースワーカー枠・商業振興枠))を募集します

4月8日HP更新

市では第2期復興・創生期間において、復興・再生に向けた取組を着実に推進し、新たな課題にも柔軟かつスピード感をもって対応していくため、南相馬市任期付職員を募集します。

なお、本市では任期付職員等の社会人経験者が一般職(任期の定めのない職員)の採用試験を受験できる社会人経験者枠の採用試験も行っていますので、任期付職員の経験を活かして市政の運営に携わることができます。

また、任期付職員として採用後、通算勤務年数が3年以上となる方で年齢が59歳以下の方は、一般職(任期の定めのない職員)へ登用する選考試験の受験資格が与えられます。

#### 募集職種

募集職種	採用予定数
行政事務(一般枠)	15人程度
行政事務(生活保護ケースワーカー枠)	1人程度
行政事務(商業振興枠)	1人程度

#### 受付期限

5月7日(火)

**注意** 受験申し込みは南相馬市ホームページから電子申請によるものとします。  
5月7日(火)午後5時までに申請を終えたものまでとなります。

#### 採用予定日

令和6年7月1日

#### 任期

令和8年3月31日まで

#### 受験案内

▶ 受験案内(任期付職員 行政事務(一般枠・生活保護ケースワーカー枠・商業振興枠))

[PDF]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/20240408\\_dBaS4.pdf](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/20240408_dBaS4.pdf)



次ページへ続きます

## 受験資格

試験職種	年齢・資格・免許等
行政事務 (一般枠・商業振興枠)	年齢要件、特別な資格要件はありませんが、パソコン操作、普通自動車免許は必須。
行政事務 (生活保護 ケースワーカー枠)	年齢要件はありませんが、社会福祉主事の任用資格を有する者また、1年以上の福祉・介護・医療分野の相談業務の経験を有する者 パソコン操作、普通自動車免許は必須。 (注意) 社会福祉主事の任用資格を有するには、次のいずれかに該当することを要します。 ① 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において、3科目以上履修し、卒業すること ② 厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了すること ③ 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有すること

## 試験日

5月12日(日)、5月13日(月)

## 試験会場

南相馬市役所(南相馬市原町区本町2-27)

## 提出書類

- ①履歴書(任期付職員 行政事務) [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/ninkitsukirireki202404.docx>



- ①履歴書(任期付職員 行政事務) (記載例) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/ninkitsukikisairei202404.pdf>



- ②面接カード(任期付職員 行政事務) [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/ninkitsukimensetsu202404.docx>



- ③顔写真データ(上半身、脱帽、正面向き、比率:縦4×横3、形式:JPG,JPEG)

## 受験申し込み

南相馬市職員採用試験電子申請案内のページから申し込んでください。

- ▶南相馬市職員採用試験電子申請案内

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1120/11203/3/2/shinsei.html>



問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222

## 結婚新生活支援事業助成金

4月1日HP更新



市では、市内の新婚世帯に対し、結婚に伴う住居費や引越費用、家具・家電購入費などの一部を助成します。

### 対象となる方

交付対象者は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、次の要件の全てを満たすものとします。

1. 交付申請日に、夫婦のうちいずれかが市内に住所があること
2. 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
3. 夫婦共に、またはいずれかが、過去に同様の交付を受けていないこと
4. 夫婦共に市町村税の滞納がないこと
5. 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと
6. 住居費、住居改修費について助成金の交付を受けようとする者にあっては、地域自治会(隣組)に加入または加入の見込みがあること

### 補助対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った以下の費用が補助対象となります。

ただし、婚姻前の住宅購入、婚姻前のリフォームについては、婚姻日からさかのぼって1年以内に契約したものに限りま。

#### 1. 住居費

結婚を機に市内での住宅の取得または賃借のために要した以下の費用

- ア) 住宅の購入費、新築工事費
- イ) 賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

次ページへ続きます 

## 2. 住居改修費

新たに取得または賃貸した住宅、夫または妻が住んでいる住宅の改修費用  
婚姻日からさかのぼって1年以内に行った改修費を含む。  
ただし、倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の工事費用は対象外

## 3. 引っ越し費用

新たに取得または賃貸した住宅、夫または妻が現に居住する住宅への夫婦いずれかの引っ越し費用のうち、引っ越し業者または運送業者へ支払った費用

## 4. 家具および家電購入費

**市内店舗**にて購入をした家具・家電費用

ただし、購入した家具などの設置費用および古い家具などの処分費用は除く。

分類	品目内訳	品目の例
1 家具類	(1)家具関係	タンス、ダイニングテーブル（セットも可）、棚（テレビ台、レンジ台など）、ソファー
	(2)寝具関係	ベッド、布団
	(3)内装関係	カーテン、カーペット
2 家電類	(1)調理関係	冷蔵庫、電子レンジ、オーブントースター、炊飯器、ガスコンロ、食洗器
	(2)洗濯・清掃関係	洗濯機、乾燥機（布団乾燥機を含む）、掃除機、空気清浄機
	(3)冷暖房関係	エアコン、ヒーター（ストーブ）、こたつ、扇風機
	(4)映像関係	テレビ、DVDプレイヤー（レコーダー）
	(5)照明関係	照明器具
	(6)その他	Wifiルーター

### 助成金額

- 1世帯当たり 上限30万円
- 夫婦ともに29歳以下の場合 上限60万円

**注意** 家具・家電購入費用は上限金額のうち10万円まで申請が可能です。  
助成金に千円未満の端数がある場合には切り捨てとします。  
助成率は10割になります。

次ページへ続きます 

## 交付申請書類

交付申請には次の書類が必要です。

### 1. 結婚新生活支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)

▶ [PDF] <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kekkonnyousiki1.pdf>



▶ [Word] <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kekkonnyousiki1word.docx>



### 2. 住宅手当支給証明書(第2号様式)

住宅手当の支給を受けている方のみ提出

▶ [PDF] <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/yousiki2.pdf>



▶ [Word] <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/yousiki2kekkon.docx>



### 3. 同意書兼誓約書(第3号様式)

▶ [PDF] <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/yousiki3PDF.pdf>



▶ [Word] <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/yousiki3kekkon.docx>



### 4. 婚姻届受理証明書または戸籍謄本の写し

市内に住所を有する方で、市の公募などによる照会に同意された方は省略可

### 5. 住民票の写し(夫婦双方の住所が記載されたもの)

市内に住所を有する方で、市の公募などによる照会に同意された方は省略可

### 6. 夫婦双方の市町村税の完納証明書または直近の納税証明書

市内在住の期間によっては省略可となりますのでご相談ください。

### 7. 夫婦双方の直近の所得が証明できる所得証明書または課税証明書

市内在住の期間によっては省略可となりますのでご相談ください。

次ページへ続きます 

**●住宅を購入した場合の追加添付資料**

住宅の売買契約書および領収書等の写し

**●住宅を新築した場合の追加添付資料**

住宅の工事請負契約書および領収書等の写し

**●住宅を賃借した場合の追加添付資料**

住宅の賃貸借契約書および賃借に要した費用に係る領収書等の写し

**●住宅を改修した場合の追加添付資料**

住宅改修の工事請負契約書及び領収書等の写し

**●引越費用がある場合の追加添付資料**

引越費用に係る領収書等の写し

**●家具・家電購入費を申請する場合の追加添付資料**

市内店舗で購入した家具・家電の領収書

**交付申請方法**

窓口、郵送による

**交付申請期限**

令和7年3月31日

**交付決定の取り消し**

申請者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

1. 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき
2. その他市長が不相当と認めたとき

**アンケートへのご協力をお願い**

本事業の改善に係る検討のため、結婚新生活支援事業を利用される新婚世帯を対象に、アンケート調査を実施しています。

南相馬市結婚新生活支援事業をご活用の方につきましては、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

また、交付決定を受けた方に動画『「見えない家事」発見！カジタンの旅』もご案内しています。視聴および動画へのアンケートにもご協力いただきますようお願いいたします。

次ページへ続きます 

## 関連資料

制度の詳細については、交付要綱、Q&Aなどを参照ください。

### ▶ R6結婚新生活要綱 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/R6kekkonyoukou.pdf>



### ▶ R6結婚新生活QA [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/R6kekkonQA.pdf>



### ▶ R6結婚新生活チラシ [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/R6kekkontirasi.pdf>



問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 こども企画係

TEL 0244-24-5229

## マイナンバーカードによるコンビニ交付の一時停止について

4月8日HP更新

システムメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」のうち、次のサービスを停止します。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 停止期間

4月14日(日) 午前6時30分～午後11時

## 停止するサービス

- (1) 戸籍事項全部証明書(戸籍謄本)
- (2) 戸籍事項個人証明書(戸籍抄本)
- (3) 戸籍の附票の写し
- (4) 戸籍証明書交付の利用登録申請

問い合わせ

市民生活部 市民課 戸籍記録係

TEL 0244-24-5235



## 浪江町からのお知らせ

### 児童扶養手当

4月1日HP更新

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

### 受給資格者

次の1～9のいずれかに該当する児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、または父母にかわってその児童を養育している人

◎ 児童とは…18歳になった年の年度末まで(心身に一定の障がいがある場合は20歳未満)のお子さん

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が一定の障がいの状態にある児童
4. 父または母の生死が不明である児童
5. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父または母が母または父の申し立てにより保護命令を受けた児童
7. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで生まれた児童
9. 孤児などで、父母がいるのか否か不明の児童

**注意** ただし、次の(1)～(5)に該当する場合は、手当の受給ができません。

- (1) 対象となる児童が日本国内に居住していないとき
- (2) 対象となる児童が里親に委託されているとき
- (3) 父子家庭の場合は母と、母子家庭の場合は父と生計が同じとき(父または母が一定の障がいの状態にある場合を除く)
- (4) 父または母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父または母が一定の障がいの状態にある場合を除く)
- (5) 対象となる児童が児童福祉施設等に入所しているとき

### 申請方法

手当を受けようとする方が浪江町に居住している場合は、浪江町に申請してください。  
浪江町以外の避難先に居住している場合は、**避難先の市町村に申請**してください。

次ページへ続きます

## ■必要書類

- 児童扶養手当認定請求書
- 申請者と対象児童の戸籍謄本または抄本
- 請求者と対象児童が同居する世帯全員の住民票
- マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードまたはマイナンバー付きの住民票)
- 請求者名義の預金通帳の写し
- その他申請の内容によって証明書・申立書などを提出していただく場合があります。

※ 必要書類は受給理由によって異なります。まずは、申請先市町村へご相談ください。

## 支給額

### 【児童扶養手当の支給月額】

区分	全部支給	一部支給
児童1人目	4万5,500円	1万740円～4万5,490円
児童2人目の加算額	1万750円	5,380円～1万740円
児童3人目以降の加算額	6,450円	3,230円～6,440円

※ 一部支給の額は、所得に応じて表中の金額の範囲内で変動します。

受給資格者本人または扶養義務者等(受給資格者本人と生計を同じくする直系血族と兄弟姉妹等)の前年の所得が所得限度額以上の場合、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

受給資格者や児童が公的年金給付や遺族補償等を受けることができる場合は、その受給額に応じて手当額が調整され、手当の全部又は一部が支給されません。

### 【児童扶養手当の所得制限限度額表】

扶養親族等の数	本人(全部支給)	本人(一部支給)	扶養義務者等
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

次ページへ続きます 

## 支給日

新規認定の申請が認定された場合、申請した月の翌月分から手当が支給されます。支給は年6回、2カ月分の手当が指定の金融機関の口座に振り込まれます。

支給日	支給対象月
1月11日	11～12月
3月11日	1～2月
5月11日	3～4月
7月11日	5～6月
9月11日	7～8月
11月11日	9～10月

※ 支給日が金融機関の休日などの場合は、その日前で最も近い休日でない日になります。

問い合わせ

教育総務課 子育て支援係

TEL 0240-34-0252

## 特別児童扶養手当

4月1日HP更新

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある児童を監護または養育している人に支給されます。

## 受給資格者

身体または精神に中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人

**注意** ただし、次のような場合には手当を受けることができません。

- (1) 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住所を有しない場合
- (2) 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- (3) 児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合

## 申請方法

手当を受けようとする方が浪江町に居住している場合は、浪江町に申請してください。浪江町以外の避難先に居住している場合は、**避難先の市町村に申請**してください。

次ページへ続きます 

## ■必要書類

- 特別児童扶養手当認定請求書
- 請求書と対象児童の戸籍謄本または抄本
- 請求者と対象児童が同居する世帯全員の住民票
- 所定の診断書
- 特別児童扶養手当振込先口座申出書
- マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードまたはマイナンバー付きの住民票)
- 請求者名義の通帳の写し
- その他必要に応じて証明書・申立書などを提出していただく場合があります。

## 支給額

1級(重度障害児):5万5,350円

2級(中度障害児):3万6,860円

受給資格者本人または扶養義務者等(受給資格者本人と生計を同じくする直系血族と兄弟姉妹等)の前年の所得が所得限度額以上の場合、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の支給が停止されます。

### 【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	本人	扶養義務者等
0人	459万6,000円	628万7,000円
1人	497万6,000円	653万6,000円
2人	535万6,000円	674万9,000円
3人	573万6,000円	696万2,000円
4人	611万6,000円	717万5,000円
5人	649万6,000円	738万8,000円

## 支給日

提出された書類を審査し福島県知事が認定します。

認定されると、請求した月の翌月から手当が支給されます。

支給は年3回、4カ月分の手当が指定の金融機関の口座に振り込まれます。

支給日	支給対象月
1月11日	8~11月
4月11日	12~3月
8月11日	4~7月

※ 支給日が金融機関の休日などの場合は、その日前で最も近い休日でない日になります

問い合わせ

教育総務課 子育て支援係

TEL 0240-34-0252

## 【ふるさと住宅移転補助金】浪江町へ帰還された方の移転費用を一部補助します

4月1日HP更新

町外の避難先から町内の自宅等に帰還した世帯の移転にかかった費用の一部を補助します。

### 対象世帯

次のすべての要件を満たす世帯が該当となります。

1. 申請時に浪江町に住民登録があり、かつ、平成23年3月11日時点で住民登録があった世帯
2. 令和7年3月31日までに町外の避難先から町内の自宅等(※1)への移転が完了した世帯
3. 避難住民届で帰町(移転の完了)を届け出た世帯

※1 避難前住居または町内に新たに建築・購入・賃借した住宅(公営住宅等を含む)

### <注意>

- 公営住宅に住んでいた方については、退去が完了してから申請してください。(入居資格を持つ家族が残る場合は、入居者変更の手続きを完了させてから、申請してください。)
- 申請は、1世帯(自宅等に移転する直前に入居していた避難先住宅等1戸)あたり1回に限ります。  
そのため、すでに帰町し補助金交付を受けた家族がいる方については、交付対象外となる場合があります。

### 申請期限

令和7年3月31日(月)必着

※ 補助金の申請総額が予算額に達した場合は、受付を終了します。

### 補助金額

町内の自宅等に移転する直前に入居していた避難先住宅等の住所や、町内の自宅等への移転が完了した人数によって、補助金の額が異なります。

平成23年3月11日時点で住民登録があった方に、平成23年3月12日以降に家族が増え、申請時にその家族が浪江町に住民登録があり、同時に戻ってくる場合は補助対象となります。

#### ■補助金額

	複数世帯	単身世帯
県外からの移転	15万円	10万円
県内からの移転	10万円	8万円

次ページへ続きます 

## 申請方法

次の書類を受付窓口に提出してください。

1. 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式)
2. 公共料金の領収書等(公共料金の領収書等貼付用紙(第2号様式)に貼付け)  
 ※領収書等は**使用期間が滞在開始日より後の日付をも**のをご提出ください。  
 ※領収書等は契約者名・使用年月日・使用場所・使用量のすべての項目が記載されているものを提出してください。
3. 居住証明書(第2号様式別紙)※該当者のみ
4. 浪江町ふるさと住宅移転補助金交付請求書(第6号様式)
5. 申請者の預金通帳の写し(金融機関・支店名、口座番号、氏名のカナ表記がわかる部分の写し)

また、提出の前に、下記の申請確認表をチェックし、書類に不備がないか確認してください。

### ▶ 申請確認表 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20396.pdf>



## 申請様式一覧

申請書は、窓口または郵送で受け取るか、以下の申請様式からダウンロードしてください。

### ▶ 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20386.pdf>



### ▶ 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式)【記入例】 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20387.pdf>



### ▶ 公共料金の領収書等貼付用紙(第2号様式) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20389.pdf>



次ページへ続きます 

- ▶ (※1) 居住証明書(第2号様式 別紙) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20390.pdf>



- ▶ (※1) 居住証明書(第2号様式 別紙)【記入例】 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20391.pdf>



- ▶ 浪江町ふるさと住宅移転補助金交付請求書(第6号様式) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20394.pdf>



- ▶ 浪江町ふるさと住宅移転補助金交付請求書(第6号様式)【記入例】 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20393.pdf>



- ※1 居住証明書は、公共料金の契約者が、申請者または避難先住宅等の同居者のどちらでもない場合のみ、必要事項を記入のうえ、提出してください。

**【受付窓口・問い合わせ先】**

浪江町 介護福祉課 避難生活支援係(本庁舎 1階)

〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

TEL 0240-34-0260



## 双葉町からのお知らせ

## 令和5年度「双葉町住民意向調査」調査結果の公表について

4月5日HP更新

令和5年10月30日から11月19日にかけて実施した双葉町・福島県および復興庁との共同による住民意向調査について、調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

## 調査概要

- 調査対象：世帯の代表者(3,244世帯)
- 実施期間：令和5年10月30日(月曜日)～11月19日(日曜日)
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 回答者数：1,244世帯(回収率38.3%)

## ▶ 住民意向調査 調査結果報告書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15163/01.pdf>



## ▶ 住民意向調査 調査結果【速報版】 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15163/02.pdf>



## ▶ 双葉町調査結果のポイント [PDF] ※

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15163/03.pdf>



※大熊町、浪江町と合同での公表資料となっています。

なお、上記資料は復興庁のホームページでも公表されています。

## ▶ 原子力被災自治体における住民意向調査

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/>



※ この調査で得られた回答結果は、詳細に分析したうえで、今後、町の復興に関する計画策定に必要な基礎資料として活用させていただきます。

問い合わせ

復興推進課

TEL 0240-33-0127

# 県外避難者の受入状況

## ■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	737	燕市	49	聖籠町	-
長岡市	170	糸魚川市	3	弥彦村	7
<b>三条市</b>	<b>54</b>	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	439	五泉市	16	阿賀町	-
新発田市	135	上越市	23	出雲崎町	-
小千谷市	7	阿賀野市	31	湯沢町	7
加茂市	9	佐渡市	23	津南町	-
十日町市	12	魚沼市	2	刈羽村	21
見附市	14	南魚沼市	-	関川村	-
村上市	30	胎内市	26	粟島浦村	-
		<b>合計</b>	<b>1,820</b>		

(前月 1,825)

3月31日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	5
2 借上げ仮設住宅	26
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,789
<b>1+2+3 (市町村把握分)</b>	<b>1,820</b>
4 病院	0
5 社会福祉施設	3
<b>合計</b>	<b>1,823</b>

(前月 1,828)

**問い合わせ**

**防災局 防災企画課 防災事業係**

**TEL 025-282-1606**

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

**連絡先**

**三条市 福祉課 福祉・公営住宅係**

**TEL 0256-34-5405**

## 三条市に避難している世帯数と人数(2024.4.10現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
<b>合計</b>	<b>23</b>	<b>54</b>

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511